東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の改正に関する報告

資料５

１　こども性暴力防止法の施行に伴い改正する条例

法施行に伴い国の各施設運営基準等が改正されることを踏まえ、以下の条例を改正（令和８年第３回都議会定例会で可決）

- 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- 東京都認定こども園の認定要件に関する条例
- 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
- 東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

２　改正内容

各条例に児童対象性暴力等の防止等に関する条文を追加

【東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に追加する条文の例】 ※他の条例も同様の条文を追加

（児童対象性暴力等の防止等）

児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第四十五条第七項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

３　施行日

令和８年１２月２５日に施行予定